

令和7年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和7年5月9日 午後3時00分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題
議案第8号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第9号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
議案第11号 令和6年度最適化活動の点検・評価について
議案第12号 令和7年度農作業標準賃金（案）について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1番 本田 和登	2番 奥村 恒代	3番 本田真由美
4番 上田 一之	5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子
7番 外村 和彦	8番 野口 拓哉	9番 永野 健一
10番 井芹 康雄	11番 緒方 知治	12番 田端 孝士
13番 赤星 龍己	14番 岡本 篤幸	

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	井上 誠也	草場竜一郎
本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之		

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

亀澤 英治	後藤 孝一
-------	-------

8. 議事録署名人

3番 本田真由美

4番 上田 一之

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 励志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第2回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、こんにちは。田植期を前にして、それぞれ忙しい毎日を送っておられるこ^ととと思います。苗代から田植までしばらくかかりますので、大変な時期であります^が、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

皆さん、テレビあるいは新聞等で御存じかと思いますが、お米の価格がなかなか、備蓄米を放出されたとはいえ下がらないということで、国のはうも躍起になっておりますけど、なかなか下がる要素はないかなと個人的には思っています。高止まりをして、若干推移するんじゃないかなという感じは持っておりますけど、皆さんにお米をどれだけ作られるのか。甲佐町全体が、先日行われました地域再生協の中では、昨年より40ヘクタールほど耕作面積で作られている方が増えています。だから、関心があるんだなということでは内々は理解はしておりますが、そういうことで、全国的にもお米を作られる方が増えてくるなということで考えておりますけど、どうなるかは全く分からない状況です。

加えてアメリカのトランプ関税が非常に色々響いてまいりますので、この先の経済情勢はなかなか不透明な部分があるかと思いますが、我々は与えられた分野で与えられた業務を肃々とやっていく。このように思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

本日は3条から5条、中間管理事業の関係、あと、昨年度の業務の点検、最後には、この前開かれました営農対策部会の作業チームの報告がありますので、皆さん方の忌憚のない意見と真摯な議論をお願いしながら、簡単ではありますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会長 それでは、本日は3番委員の本田真由美委員と、それから4番委員の上田一之委員にお願いをいたします。

4. 議題

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会長 それでは、早速議事を進めてまいります。

議案第8号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第8号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。

令和7年5月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 それでは、審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

この案件の相手方、いわゆる譲受人は、8番委員の野口委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限がありますので、この規定に該当いたしますので、1番の審議が終わるまで野口委員は退席をお願いします。

(野口委員退室)

それでは、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらのほうに甲佐大橋がありまして、こちらに糸田の集落があります。こちら、一つ、早川向鶴のほうが、糸田の集落から東へ1筆と、こちら、糸田塘ノ外が甲佐大橋のところの根元に1筆あります。

位置は以上となります。

会長 続きまして、12番委員の田端委員から、農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。今回の申請は利用権設定の更新に伴う3条申請での借換えとなります。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。1番委員の本田和登委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。

先月の4月28日に岡本会長と2番委員の奥村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川字向鶴に1筆、大字糸田字塘ノ外に1筆あります。

申請地には米の栽培が計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会長 ありがとうございました。ただいま1番委員の本田和登委員から現地調査の報告、また、12番委員の田端委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

意見がないようでございます。それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定をいたしました。

野口委員の入室を認めます。

(野口委員入室)

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番の野口です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンにて御説明申し上げます。

まず、塔の木にあるコンビニがこっち側になります。こちらの塔の木にあるコンビニから東のほうに約420メーター行ったところに対象となる土地があります。

説明は以上となります。

会長 続きまして、8番委員の野口委員から、農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○8番 8番の野口です。

今回の申請は、相手方に農地取得の了承を得たので3条申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

先月の4月28日に、岡本会長と1番委員の本田和登委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川字上小塚に1筆あります。

申請地にはトマト、キュウリ、ネギの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会長 ただいま奥村委員から現地調査の報告、また、8番委員の野口委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

坂本委員、どうぞ。

○5番 甲佐町では、耕作面積のあれがあったかと思いますが、所有権移転ということで、耕作面積が37平米ということなんですが、その点、説明をお願いいたします。

会長 事務局、よろしいですか。

事務局 以前は、買入れとかを合わせて5反以上持つておかないといけないという決まりがありましたけれども、昨年、2年前ですかね、から、そういう5反要件はもう外れていますので、面積要件はもうございません。

以上となります。

○5番 はい。分かりました。

会長 坂本委員、よろしいですか。

○5番 はい。

会長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明させていただきます。

まず、乙女小学校がこちらにありまして、県道今吉野甲佐線がこちらのほうに走

っています。こちら、乙女小学校の先に宇城鉄筋がここにあります。この宇城鉄筋から西へ約340メーターの位置に当該地があります。

位置の説明は以上となります。

会長 それでは、続きまして、5番委員の坂本委員から、所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。今回の申請は、譲受人が譲渡人に農地の売買について相談され、譲渡人から承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を有効的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後、農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。1番委員の本田和登委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。

先月の4月28日に岡本会長と2番委員の奥村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字古賀原に1筆あります。

申請地には栗、柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会長 ただいま1番委員の本田委員から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

意見がないようでございます。それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは続きまして、議案第9号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題

といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、6ページをお願いします。

議案第9号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年5月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 ありがとうございます。

それでは、7ページをお願いします。議案第9号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、1番委員の本田委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上です。

会長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料8ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

まず、左側、こちらに緑川団地がありまして、右側、こちらに龍野小、そして、下横田団地が下のほうにございまして、今回の申請地は赤く示しておる場所でございます。ちなみに、既存施設がこの隣接する黄色の枠で囲ったところが現在の申請人の既存施設、資材置場になります。

場所につきましては以上でございます。

会長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、1番委員の本田和登委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。それでは説明します。

今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け、新たに建設資材置場を建設するために転用を申請するものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農地の広がりが10ヘクタール以上あるため、第1種農地に該当すると思います。

②については、第1種農地の転用は「原則として許可することができない」とされていますが、既存施設に隣接しており他の適地がないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の現実性については問題ありません。

④については、土砂の流出がないよう十分注意して造成するが、万が一発生した場合は責任を持って対応するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会長 ありがとうございました。現地調査を行っております。2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

先月の4月28日に、岡本会長、本田和登委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字下横田字作替にある既存施設に隣接した農地1筆で、第1種農地に該当しますが、ほかに適地がないため、転用は可能だと思います。

会長 ありがとうございました。ただいま奥村委員から現地調査の報告、また1番委員の本田和登委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号の口に該当するものの、既存施設に隣接しており、他に適地はないと思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

意見もないようでございます。それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をしてまいります。

それでは、議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、9ページをお願いします。議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年5月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いします。

甲農第229号、令和7年4月28日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮詢)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので諮詢いたします。

今回の計画につきましては、令和7年7月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が24筆の2万1,722平米、畠が18筆の2万4,983平米となります。

委員の皆様に審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明します。

会長 それでは、11ページをお願いします。議案第10号、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定による聴取について審議いたします。

それでは、番号1番と番号2番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置を説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに甲佐町役場がありまして国道443号線が走っております。甲佐町役場から西へ約200メーターのところに仁田子道中の1筆と甲佐町役場から南西へ行ったところに仁田子道上が2筆あります。

以上になります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番、2番の相手方は認定新規就農者で、主に米・野菜の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言がある方は挙手願います。

意見がないようでございます。それでは採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番及び番号2番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらのほうに甲佐中学校があります。こちらのほうに緑川がありまして、国道443号線が走っております。申請の土地は、甲佐中学校から南西のほうに約470メートル行ったところに3筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2の相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見がないようでございます。それでは採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号4番、5番、6番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置を説明をいたします。16ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらにグリーンセンターがあります。こちらに乙女小学校がありました。宇城

鉄筋があります。まず田口1,025のほうにつきましては、宇城鉄筋のほうから北東へ約220メーター、こちらの2筆につきましては、グリーンセンターから東のほうへ約290メーター行った位置にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番、5番、6番の相手方は嘉島町に本店所在地と構える株式会社で、主にサツマイモの作付をされています。今回の申請地にもサツマイモの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会長　　ただいま事務局から番号4番、5番、6番について説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

推進委員　この6番のところには栗が植わってなかつたですか。確認に行かれた方。たしか前、これ、栗畠だったと思うんですよ。面積が900幾つ。ここ。栗が植わってなかつたですか。

事務局　　栗は横……。

推進委員　その横？

事務局　　現地に見に行ったときには、栗畠は……。

推進委員　栗畠だとね、根こぎしてなかつたら芋植えられないから。こちらは間違いないの、それね。

事務局　　はい。こちらのほう、タブレットを使ってから確認していますので、間違いはないです。

推進委員　たしか、前、栗が植わってたと思うんですよ。で、根こぎしてあれば別に何も問題ないと思うんですけどね。

○5番　　これは大原じゃなかかい。そばに作っとるけん何ばってん、大原のごた感じがすっとばってんが。間違いなくここは、何ですかね、下原ですかね。

推進委員　下原。ミヤガワ君の飼料の畠の先。

○5番　　ああ。

会長　　間違いないですかね、事務局。

推進委員　間違いなければ構いませんけどね。前、そこ、栗ば、その下の、二人兄弟がいるんだけど、栗植えて、栗しようつたからね。それで、もともと栗畠やつたんだけど、いつ栗掘つたんかなと思って。

事務局　　こちらのほうはタブレット等で確認しまして、間違いなくこの番地に。

推進委員　確認して間違いなければいいですけど。

事務局　　はい。

会長　　本田委員のほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番、5番、6番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで説明させていただきます。

こちらのほうに緑川が流れています、ここが緑川パーキングエリアとなります。この緑川パーキングエリアから南のほうに約700メーター行ったところに対象の土地がございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号7の相手方は御船町の認定農業者で、主に米・大豆の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

外村委員。

○7番 その前の4・5・6は、甲佐町、町内の耕作面積が書いてあったけん、こぎやんとも書いてあつと分かりやすかろうと思うばってんが、そこは要らんとですか。ここばかりじゃなくて、その前もあったつばってんが、今からこぎやんして、うち甲佐町はどんくらい今作りよるというとば、そんな新規なら別ばってんが、あれば、書いてもらうなら分かりやすかっじやなかかなと思って。

会長 事務局。

事務局 今の外村委員の御意見を参考にしたい、今後、甲佐町の面積をできれば記載したいと思います。

会長 外村委員、よろしいですか。

○7番 はい。

会長 ほかに何か御意見ございますか、7番について。

○12番 すいません、御船町と言わされたのは何でしょうか。住所は城南町よね。

- 会長 事務局、どうぞ。
- 事務局 この方の住所が今、熊本市の城南町になっておりますが、この方はもともと御船町の方でして、平成28年にあった震災で、熊本地震によって、家を城南町のほうに建てられました。もともと御船町の方ですので、御船町のほうで認定農業者を受けられております。
- 以上となります。
- 会長 御船町の高木に住居を構えられて、地震になって来られて、奥さんの里、城南に移っておられます。
- 1番 御船町って書くわけにはいかんと？ ここに城南町って書いてあるけど。
- 事務局長 住所は今、城南になっとります。
- 1番 御船町って何か出てくる文言はなかと。
- 会長 それは今のところは統一していますからね。
- ほかにはありませんね。それでは採決を行います。
- 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 原案どおり決定をいたします。
- それでは続きまして、番号8番について審議したいと思います。
- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- こちらも、先ほどと同じようにこちらのほうに緑川パーキングエリアがあります。こちらの緑川パーキングエリアから、こちらのほうが南のほうに540メーターになります。こちらのほうが南は550メーター行ったところに対象となる2筆があります。
- 次に相手方の状況について説明いたします。
- 番号8番の相手方は認定農業者で、主に米・麦・大豆・野菜の作付をされています。今回の申請地にも大豆・野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。
- 以上となります。
- 会長 ただいま事務局から説明があったところです。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 意見がないようでございます。それでは採決を行います。

決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号9番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置を説明いたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まずこちらが御船町のトンネルを抜けて来ました国道443号線がございます。こちらが糸田の集落となります。この糸田梶原、1筆のほう、こちらのほうが糸田集落から約10メーター。こちらのほうが糸田集落から東へ約80メーターの位置にございます。

次に相手方の状況について説明いたします。

番号9番の相手方は認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付をされています。今回の申請地にも米・麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

進めてまいります。質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号10につきましては20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

前のスクリーン、申し訳ありません。こちら、対象地が、すみません、糸田と記載していますが、こちらは早川の間違いです。申し訳ございません。こちらのほうに糸田の集落があります。糸田の集落から北東のほうに行ったこちらのほうに対象

となる土地があります。

次に相手方の状況について説明いたします。

番号10番の相手方は認定農業者で、主に米・野菜・栗の作付をされています。今回の申請地は米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見はないようでございます。それでは、採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番については原案のとおり決定をいたします。

12番まで行って途中で休憩を取りたいと思います。

続きまして、番号11番、番号12番について、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号11及び12番につきましては、21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明申し上げます。

こちらのほうに御船からトンネルを越えて行ったところに国道443号線があります。こちらのほうに株式会社ネットワークケーブルさんがありまして、まず糸田夫ノ田のほう、こちらですね。こちらのほうがこのネットワークケーブルさんから西へ約150メーター。こちらの日出来のほうはネットワークケーブルさんから西へ約500メーターの位置にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号11番、12番の相手方は認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。それでは採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号11番、番号12番については原案のとおり決定をいたします。

あと、ちょっと長いですから、ここで休憩を取りたいと思います。10分まで休憩をいたします。この後4時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時10分

会長 それでは、再開いたします。

続きまして、番号13番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置を説明いたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明します。

まず、仁田子にありますこちらですね。ここは緑川になります、こちらに熊本甲佐総合運動公園があります。こちらの上流側、仁田子地区に1筆と大町地区にこのようにございます。後が船津地区にこのように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号13番の相手方は認定農業者で、主に米・飼料作物の作付をされています。今回の申請地にも米・飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上となります。

会長 ただいま事務局から詳しく契約更新の関係で説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

よろしいですかね。意見もないようござりますので、採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号13番については原案どおり決定をいたします。

続きまして、番号14番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しております

ますが、前のスクリーンで説明します。

こちらのほうに御船町から来ました国道443号線がありまして、こちらに甲佐大橋があります。この甲佐大橋から東へ約360メーターのところに申請地はございます。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から番号14番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

意見がないようでございます。それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号14番については原案のとおり決定をしてまいります。

続きまして、最後になりますね。番号15番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

こちらに九州ネットワークケーブルさん、ここは御船町から来ました国道443号線がありまして、こちらに九州ネットワークケーブルさんがあります。この九州ネットワークケーブルから西へ約170メーター行ったところに、この赤の部分に申請の土地がございます。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から番号15番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号15番については原案のとおり決定をいたします。

それでは、続きまして、議案第11号ですね。令和6年度最適化活動の点検・評価の決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、25ページをお願いします。

議案第11号、令和6年度最適化活動の点検・評価の決定について。令和6年度最適化活動の点検・評価の決定について、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年5月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 ありがとうございました。

それでは、議案第11号、令和6年度の最適化活動の点検・評価の決定について、まずは各委員の最適化活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、26ページをお願いいたします。

令和6年度農業委員会農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。

これは令和6年度の農業委員会での審議及び利用状況調査等などの活動実績、また、定例会に御提出いただいている毎月の活動報告書を基に作成しております。今回は前年度の活動の実績となりますので、前の農業委員、最適化推進委員さんの活動実績となります。それでは説明させていただきます。

I、農業委員会の状況ですけれども、令和6年4月1日現在のものとなっております。農業委員会の令和6年度の体制としましては、農業委員数が14名、最適化推進委員数が10名となっております。

農家・農地の概要ですけれども、こちらは2020年の農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。また、認定農業者83名、認定新規就農者8名、農業参入法人5となっております。甲佐町の耕地面積は1,190ヘクタールとなっております。

27ページをお願いいたします。

II、最適化活動の実施状況につきまして、昨年度の初めに最適化活動の目標を立てました。実績については、管内農地面積1,190ヘクタール、新規集積面積が32.7ヘクタール、令和6年度末の集積面積が680.3ヘクタール、集積率57.2%となっております。

結果としまして、農地集積は農業委員、最適化推進委員さんの活動により集積が進められ、一定の成果が上がったものではないかと思っております。畑につきましては、活用されていない農地も見受けられ、担い手の集積が必要であるが、栽培される作物等の関係もあり、集積がなかなか進まない状況となります。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消について。現状につきましては、1号遊休農地が83ヘクタール。こちらは緑区分、緑区分でいいますと刈払機の草刈り等で直ちに耕作可能な農地となります。これにつきましては28ヘクタール。黄色区分、これは刈払機じゃなくて重機を入れれば耕作できるような農地となります。こちらは55ヘクタールとなっておりました。

目標値につきましては、緑区分の遊休農地の解消といいたしまして、基準の令和3年度の利用状況調査における緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地が32ヘクタールありましたので、これを5分の1ずつ解消することが国のガイドラインの目

標となっております。それで6ヘクタールとなっております。

28ページをお願いいたします。

③の実績としましては、緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.7ヘクタールとなっておりまして、達成状況は45%になっております。

また、毎年の農地利用状況調査を農業委員さんと最適化推進委員さんで行いましたけれども、その結果としまして、1号遊休農地が73.2ヘクタール、草刈り等を行えば耕作ができる状態になる遊休農地の緑区分は32.5ヘクタール、重機等を用いれば耕作ができる黄色区分は40.7ヘクタールとなっております。

また、調査しました遊休農地の所有者に今後の利用状況について調査を令和6年11月から令和7年1月にかけて実施し、取りまとめを行っております。

それでは、(3)新規参入の促進について説明いたします。令和3年から5年度の状況は記載のとおりです。

②令和6年度の目標としましては、新規参入への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が、令和3年度から令和5年度の権利移動の面積の平均22ヘクタール、これを10分の1とすることが国のガイドラインで定められておりますので、2.2ヘクタールとしております。

29ページをお願いいたします。

実績としまして、新規参入への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地はありませんでした。

今後につきましては、新規就農者の確保が図れるよう、機会を捉えて普及活動を行っていきたいと記載しております。

2、(1)の最適化の活動目標につきましては、令和6年度の目標は、月9日、月の活動日数は9日としておりました。実績としましては、皆さんから出していただいた活動報告書で計算しましたところ、月9.81日皆さん活動をされております。

(2)の活動強化月間については、実績としまして、令和7年1月から3月にかけまして、非農地化について検討後、農地管理部会の委員さんと非農地通知対象の現地確認を行い、3月に61筆、合計3万5,908平米の非農地通知を発送しております。

また、昨年度は地域計画の協議の場に農業委員さん、最適化推進委員さんに参加していただきまして、地域計画の策定において、農地の情報の提供や策定に参加していただいております。

30ページをお願いいたします。

新規参入相談会への参加ですけれども、実績としましては、新規就農を希望する者に対して、隨時、役場の窓口にて就農に関する相談・支援を実施しました。

推進委員等の点検・評価結果についてですけれども、農業委員、最適化推進委員さんの活動報告を基に国のガイドラインに沿って点数をつけております。その点数

に基づいた評価を記載しております。

31ページをお願いします。

事務の実施状況についてです。総会、部会の開催実績ですけれども、総会は毎月実施しております。営農対策部会が1回、農地管理対策部会が1回行っております。農地法3条に基づく許可事務につきましては、令和6年度の実績で47件上がっております。転用に関しましては22件上がっております。また、違反転用への対応につきましては情報交換を行いました。

事務局からの説明は以上となります。

続きまして、32ページから55ページの間についてですが、こちらは、前の農業委員さんと最適化推進委員さんの点検・評価について記載しております。

1の（1）の最適化活動の実施状況についてですけれども、これは前年度に御提出いただいた各委員の活動記録をまとめたものとなっております。農業委員会による点検・評価についてですけれども、1の（1）活動日数と（2）の成果のほうを国の採点表で点数づけいたしまして、その点数に基づいた評価を各実績表に記入しております。

また、今年度に関しましても活動記録の記入をよろしくお願いします。

以上、事務局から説明を終わります。

会長 ありがとうございました。ただいま令和6年度の最適化の活動の点検・評価の決定について、26ページから詳しくその内容について説明があったところです。これはあくまでも前農業委員、最適化推進委員の活動の結果を取りまとめて、今説明が詳しくあったところです。したがって、今回から農業委員、最適化推進委員になられた方は、来年度、その結果がこのような形で報告をされると思います。それで、いろいろ詳しく説明がありましたので、中はこれと照らし合わせて、参照されると詳しく分かると思います。

農業委員会の重要な業務といたしまして行っておりますが、その活動の内容としましては、ただいま説明が詳しくありましたように、一つには、農地の集積、これが大命題としてあります。農地を誰に集積していくのか、これが大きな命題として残っています。

それから二つ目には、遊休農地の発生防止の解消ですね。これも先ほど詳しく説明があって、どれだけ遊休農地があつて、国のガイドラインにのつとり、どれぐらい解消していくという内容ですね。要するに、遊休農地の発生の解消の防止。

それから3番目には、新規参入の促進。この三つの主な業務が責務として私たちに位置づけられているところです。

この活動を次の実のあるものにするためには、活動の点検・評価が重要であると考えているところです。本町の農業委員会としましての評価がもらえるよう、しつ

かり活動をしてまいりたいと思っているところです。

この内容について、何か御意見がありましたら、皆さんから出していただきたいと思います。

上田委員、どうぞ。

○4番 今、最後に説明があったやつだろうと思うんですけど、これを、ベテランの方は分かっておられると思うばってん、今年、今度委員になられた方は、あんまりよく分からんけん、もうちょっと詳しく説明をしてもらってよかですか。

会長 じゃあ、事務局、どうぞ。

事務局 では、すみません、前のほうで行きます。皆さんのほうに活動ノートとこちらのA3であります1枚物の紙をお渡ししていると思います。報告していただくものはノートのほうがよろしいんですけど、こちらのA3の用紙のほうが簡単に書けますので、こちらのほうをまず御説明させていただきます。

こちら、毎月、議案書と一緒に皆さんにお配りします。お配りしましたこちらのA3の用紙に、この一番左側ですね、その次の「日」、1日から31日まで入っています。その横に活動の状況が書いてあります。その日に、ここの横ラインで、ここに該当する活動をした場合は、その活動したところに丸をつけていただければ結構です。丸と同時にその活動を何分したと分刻みで、例えば、農地を見て回った、20分間集落の農地を見て回ったときには、3の①のイのところに丸をつけていただいて、こちらの右側、こちらに何分と書くところがあると思うんですけど、そこに、数字は分刻みで時間を書いてください。

○12番 ちょっといいですか。ここも全部聞いて、ここ、くくりが備考のところに分に入っているんですよね。だから、会議があって、会議に2時間参加しましたという会議の中の時間と判断してよかつですか。

事務局 会議の時間も判断して結構です。

○12番 こっちも関係あるの。

事務局 こっちは、例えば、今日定例会に参加されていますね、皆さん。その場合は、こちらの備考欄ですね。会議名等がありますので、そちらのほうに総会でしたら「定例会」と書いていただいて、この会議の時間、2時間でしたら120分と書いていただいて報告していただくという形になります。

○12番 だから、くくりが、備考がここでくくってあるけん、会議の時間という活動じやなかつね。

事務局 いや、すみません、これはこっちの全体の活動時間が、ちょっとこの様式が、今、田端委員がおっしゃるとおり分かりにくいでけど、こちらの時間は合計の時間を書いていただければ結構です。そういう意味です。

会長 田端委員がおっしゃるように、右のほうだけの解釈がな。

- 12番 この前も聞いたんよ、俺。そうしたら「そう」って言われたけん、ああ、会議の時間だけん2時間とか3時間とか、120分とかは、今、書いて出しましたけど、遊休農地の調査のところは丸だけで分は書いてません。一切書いていません。
- 事務局 そこも活動の実績になりますので、すみません、そこはそちらも含めたところで報告は書いていただくようにお願いします。あと、こちらが分の横に場所、圃場とか訪問とか電話した、役場に行った、そのほか、その他とかありますので、場所を該当するところに丸で囲んでいただければ結構です。それを毎月こちらのほうにまとめたものを翌月の定例会議に持ってきていただければ、こちらのほうでコピーを取り、原本のほうはお返しします。それでよろしくお願いいいたします。時間のところはその日の活動の合計時間でお願いいたします。
- 事務局長 会議の時間とか現場に行きなはった時間とか、全部ひっくるめたところの合計でお願いします。
- 4番 それはどこに書くと。
- 事務局 こここの備考欄のところの一番左ですね。「活動時間」というところに書いていただければ結構です。
- 5番 おおよそでよかですかね。
- 事務局 はい、およそで結構です。
- 会長 きっちり書かんでも、大体。多めに書いてもらうような感じですね。この平均が昨年度の報告があったような9.8日の活動をしてもらった。
- 4番 先月やったときにそぎやんとば説明せんとしゃが。今日、俺、電話してから聞いたみたい。これは何やって。そら分からん人もおっとばい。
- 1番 今日出すとは5月分かね。
- 事務局 今日出すとは4月分です。5月は今からの分になりますので。だけん、前月分になります。
- 会長 分かったですかね、この関係は。今、事務局から説明したとおりの書き方でよろしくお願いします。
- 事務局長 すみません、先月はちゃんと説明がなかったんで、今月から、5月からよろしくお願いします。申し訳ないです。
- 会長 このほうが、活動記録、簡単ですので、ここに書いてください。
- ほかに。上田さんのほかに何か御意見ないですかね。
- 5番 青かこっちのほうはもう書かんちゃよか……。
- 会長 よかです。これを出してもらったら。
- 井上さん。
- 推進委員 私も今年から、初めてなもんですから、今、大先輩にもいろいろ御指導いただいたんですけども。私のところは、上早川の1区から5区で、本当に中山間、ヤマ

ツキなんですよね。有害鳥獣、イノシシ、鹿、猿、もうしょっちゅう出て、田んぼを作っても、去年1枚谷田農園あたりが耕作をされてますけれども、1枚、2反ぐらいは全然収穫なしと、収穫できないというところもありました。

そういうこともあって、この3条申請の関係で、こういうことをすると面倒かけん、隣んとば、あたがそこを作りよるけん、内緒でちょっと作ってくれんかって、荒さんように作ってくれということで、3条申請を実際しなくてしている方もいらっしゃるわけですよね。そういう場合には、私たちとして、指導する場合に、ここは絶対3条、借手、貸手、貸借契約をすれば対価なしでもそこはやっぱり3条申請をしてくださいというようなことで指導をせにやいかんもんでしょうかね。どうなんでしょう。そこら辺ちょっと御指導いただければと思うんです。

会長 基本的には、法にのっとって指導するのが、農業委員会としては、それをしてくださいしか言えんです。極端に言うなら、それを黙認するような形になりますので、それはちょっと。何かあった場合がですね。

推進委員 借りている方も年齢的にも相当行って、じゃあ、今から農地中間管理機構を通して10年契約ができるかというと、今年1年かもしれません。それでもいいから10年しつけば借手の人はその10年間は管理せにゃんというふうな形になってきはせんかと思うんですね。

会長 その場合は亡くなられた日ですか、いろいろ方法はありますので。ただ、今言ったように……。

推進委員 なかなか、現実問題、そういうのが何人もいらっしゃるもので。そして、一番先の上早川1区の4町ぐらいの圃場整備したところがあるんですけど、現実、水がない、耕作したくても水もない、そういうところは今現在ただ草刈りだけをしるような状態なんですね。中山間の関係で草刈りだけは実施していらっしゃる。保全会で水路関係の草刈りだけはしている。ところが、現実的には何も、耕作もできない、しないというのがほとんどなもんですから、今後どうやって農地を維持していくのかというのも、地域を含めて、皆さん非常に困っていらっしゃるという現状があるもんですからね。

会長 それは、井上さんが言われるとおり、今そういうところが多々出てきているんですね。非常に難しいところです。地域計画もつくりなさい、目標地図もつくりなさい、5年先、10年先をつくっていますけど、なかなかつくってもそのとおりいかないというのが現実だろうと思います。だけど、それは「いいですよ」とは言えませんので、そこは……。

推進委員 じゃあ、対価、例えばゼロでも、3条はぴしゃっと出してくださいというふうな指導をせにやいかんですか。

会長 基本的にはですね。

○12番 基本はね。
事務局長 そこはやっぱりこの場では言えんけんですね。途中解約もできるけんですね。
推進委員 はい、分かりました。
会長 そういうことで。
推進委員 実は、実は私も含めてそうなので。これになったもんだけん、特に気になってですね、一遍聞いてみないかんなと。
会長 ほかになれば、この案件につきましては、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。来年度は、新しい活動がこういう形で報告に上がってまいりますので、これは前の農業委員さん、最適化推進委員さんの活動の結果ですから、来年度は我々のが上がりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この案件につきましては原案のとおり承認をして終わりたいと思います。事務局は大変でした。ありがとうございました。

それでは、最後の議案第12号、令和7年度の農作業標準賃金（案）についてを議題といたします。

これは先般会議を行っておりますので、営農対策部会長の田端委員から説明をお願いします。

○12番 営農対策部会長の田端です。それでは説明いたします。

先月4月25日、本田和登委員、井本委員、緒方委員、岡本会長及び職務代理者、永野委員出席の下、令和7年度第1回営農対策部会を開催いたしました。令和7年度農作業標準賃金について協議をいたしまして、協議の結果を57ページに載せておりますので御覧ください。議案第12号として載せております。

令和7年度農作業標準賃金（案）、甲佐町農業委員会、消費税込みの金額を表しております。

区分、基盤整備地で説明します。稲作耕起7,000円、これは昨年度のプラス1,000円です。田起こし4,000円。麦耕起、プラス500円の5,000円。稲コンバイン刈り、プラス1,000円の1万3,000円。麦コンバイン刈り、プラス1,000円の9,000円。大豆コンバイン6,000円。機械田植5,500円。代かき7,000円。農薬散布、水和剤2,000円、粉剤2,000円。一般農作業、プラス500円で7,700円からプラス200円の8,200円。草刈作業9,000円。機械、麦・大豆播種7,000円。稲乾燥1万1,000円。苗作り、プラス50円で600円。米・麦・大豆運搬1,000円。肥料散布、プラス500円の2,000円。プラウ作業6,000円。カルチ作業2,000円。畔塗り・溝上げ50円。

以上の数値は、御船の農業委員会、嘉島の農業委員会の本年度の価格を参考に皆さんで協議いたしまして、最近の燃料高騰、人件費高騰に伴って、少しづつ必要な

ところを上げさせてもらっております。

以上、御説明に代えさせていただきます。

会長 ありがとうございました。ただいま田端営農対策部会長から、令和7年度の農作業標準賃金についての報告があったところです。

これについて、何か発言のある方は挙手の上、発言をお願いしたいと思います。
何かないですかね。

嘉島、御船の標準作業賃金等も参考にしながら決定をしているという説明があり
ましたので、町との横並びはできておりますので。

なければ、この案について決定をしていきたいと思いますので、よろしければ、
賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

それでは、当農業委員会としましては、組回覧等をして周知と徹底を図ってまい
りたいと思います。

標準賃金についての議論は以上で終わりたいと思います。以上です。

○7番 広報に載せること。

事務局 回覧で回します。

会長 それでは本日予定をいたしました議題は全て終了いたしました。

これで総会を一応終了いたしまして、その他の方に入つてまいります。

事務局長 これをもちまして、第2回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

3 番

4 番